

## 臨床研修病院の指定手続等（案）

- 1 臨床研修の理念
- 2 臨床研修病院の指定方法
- 3 指定の申請手続等
- 4 臨床研修病院の指定
- 5 臨床研修病院の指定の効果等
- 6 変更の届出等
- 7 研修医の募集等
- 8 報告
- 9 報告の徵収及び指示
- 10 指定の取消し
- 11 指定取消しの申請手続
- 12 研修の中止
- 13 臨床研修修了時の措置
- 14 記録の保存

※ 臨床研修病院の概要及び指定基準については、別添2を参照のこと。

### 1 臨床研修の理念

医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第16条の2第1項に規定する臨床研修とは、医師としての人格を涵養することができる研修であって、将来の専門性にかかわらず、医学・医療の社会的ニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度、技能、知識）を身に付けることのできる内容を有しているものでなければならない。

### 2 臨床研修病院の指定方法

- (1) 法第16条の2第1項に規定する指定は、単独型臨床研修病院、管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院に対して、それぞれ別個に行う。
- (2) 同一の研修プログラムを行う管理型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院（以下「臨床研修病院群」という。）に対する指定は、同時に行う。

### 3 指定の申請手続等

- (1) 臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の8月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
  - ① 開設者の氏名、住所及び履歴（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の

所在地)

- ② 病院の名称
- ③ 病院の所在地
- ④ 病院の所在地を含む医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号に規定する区域（二次医療圏）の名称
- ⑤ 病院の管理者の氏名及び履歴
- ⑥ 病院の有している診療科名
- ⑦ 病院の有している医科・歯科別の病床の種別及び各病床数  
「病床数」とは、医療法第7条第1項又は第2項の規定による許可を受けた病床の数をいうものであること。
- ⑧ 医師の員数

「医師の員数」とは、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」（平成10年6月26日付け健政発第777号・医薬発第574号）に定める常勤換算により算出された医師の数（研修医の数を含む。）をいうものであること。

- ⑨ 前年度の診療科ごとの入院患者及び外来患者の数
- ⑩ 前年度の病床の種別ごとの平均在院日数
- ⑪ 研修管理委員会の委員長及び構成員になろうとする者の氏名、所属及び役職
- ⑫ プログラム責任者になろうとする者の氏名及び履歴
- ⑬ 指導医になろうとする者の氏名及び履歴
- ⑭ 研修プログラムに関する事項

内科、外科、救急部門（麻酔科を含む。）、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療の研修期間が一致しないものは、異なる研修プログラムとする。

「研修プログラムに関する事項」とは、次に掲げる事項のことをいうものであること。

- イ 研修プログラムの名称
- ロ 研修プログラムの内容（概要及び特徴）
- ハ 研修開始年度

## 二 募集定員

- ⑮ 研修医の待遇に関する事項

「研修医の待遇に関する事項」とは、次に掲げる事項のことをいうものであること。

- イ 常勤又は非常勤の別
- ロ 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項
- ハ 時間外勤務及び当直に関する事項

## 二 宿舎の有無

- ホ 社会保険（公的医療保険、公的年金保険、労災保険、雇用保険）の適用の有無
- ヘ 健康管理に関する事項
- ト 医師賠償責任保険の適用の有無
- チ 自主的な研修活動に関する事項（研究会への参加の可否、費用負担の有無）

- ⑯ その他必要な事項

「その他必要な事項」とは、次に掲げる事項のことをいうものであること。

- イ 救急部門（麻酔科を含む。）においては、前年度の救急患者の受入れの数
- ロ 産科の研修を行う施設においては、前年度の分娩件数
- ハ 精神科の研修を行う施設においては、精神保健福祉士、作業療法士その他の診療要員の状況
- ニ 臨床病理カンファレンス（CPC）実施の体制及び回数  
臨床病理カンファレンスの実施体制には、病理医の氏名及び履歴を含むものと

すること。

ホ 図書、雑誌及び研修用資機材の整備の状況、並びに文献検索及び病歴管理に関する体制の整備状況

ヘ その他必要な事項

(2) 申請書には、次の書類を添えなければならない。

① 研修プログラムの写し

　臨床研修病院の指定基準（別添2）の研修プログラムに関する基準を参照のこと。

② 病院の医師の名簿

　「医師の名簿」には、医籍の登録番号及び登録年月日を記載すること。

③ 管理型臨床研修病院になろうとする者及び協力型臨床研修病院になろうとする者においては、臨床研修病院群における連携状況

　「臨床研修病院群における連携状況」とは、研修管理委員会の開催頻度その他の連携方策とその具体的な内容をいうものであること。

④ 研修協力施設とともに臨床研修を実施しようとする病院にあっては、研修協力施設に係る（1）①から⑤まで、⑪及び⑯（当該研修協力施設が医療機関であるときは、これらに加えて（1）⑥、⑦及び⑬）に関する事項を記載した書類

⑤ その他必要な書類

　「その他必要な書類」とは、次に掲げる事項のことをいうものであること。

イ 当該病院において、申請に係る研修プログラム以外の臨床研修に係る研修プログラムを実施している場合には、その写し

ロ その他必要な書類

(3) 協力型臨床研修病院になろうとする病院の開設者が提出する（1）の申請書には、

（1）⑪及び⑯に関する事項を記載する必要はなく、また、（2）①及び③の書類を添えることは要しない。

(4) 臨床研修病院群の申請を行う場合には、協力型臨床研修病院になろうとする病院の開設者は、管理型臨床研修病院になろうとする病院の開設者を経由して、（1）の申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、管理型臨床研修病院になろうとする病院の開設者は、当該申請書と管理型臨床研修病院の指定に係る申請書とを合わせて厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### 4 臨床研修病院の指定

(1) 厚生労働大臣は、3（1）の申請が、臨床研修病院の指定基準（別添2）に適合していると認めるときでなければ、臨床研修病院の指定をしてはならない。

(2) 厚生労働大臣は、3（1）の申請が、次のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。

① 臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、10の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないものであること。

② 臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者又は管理者に医事に関し犯罪又は不正の行為があり、臨床研修病院の指定を受けることが適当でないと認められること。

(3) 厚生労働大臣は、臨床研修病院の指定をしたときは、当該指定を受けた病院に対して指定書を交付するとともに、研修協力施設に対して研修協力施設証を交付する。

#### 5 臨床研修病院の指定の効果等

(1) 臨床研修病院は、申請時に提出した研修プログラム又は届け出た研修プログラム以外の研修プログラムによる臨床研修を行ってはならない。

(2) 臨床研修病院群の構成に変更があるときには、当該臨床研修病院群に含まれるす

べての臨床研修病院は、新たに臨床研修病院の指定を受けなければならない。

この場合には、すでに指定を受けている臨床研修病院は、合わせて指定の取消しを受けなければならない。

## 6 変更の届出等

- (1) 臨床研修病院（協力型臨床研修病院を除く。）の開設者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該事項に変更を生じた日から起算して1月以内に、それぞれ定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ① 開設者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）  
開設者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - ② 病院の名称 病院の名称
  - ③ 病院の管理者 病院の管理者の氏名、履歴並びに医籍の登録年月日及び登録番号
  - ④ 病院の管理者の氏名 病院の管理者の氏名
  - ⑤ 病院の有している診療科名 病院の有している診療科名
  - ⑥ 病院の有している医科・歯科別の病床の種別及び各病床数 病院の有している医科・歯科別の病床の種別及び各病床数
  - ⑦ 研修管理委員会の委員長及び構成員 研修管理委員会の委員長及び構成員の氏名、所属、役職並びに医師であるときは医籍の登録年月日及び登録番号
  - ⑧ 研修管理委員会の委員長及び構成員の氏名 研修管理委員会の委員長及び構成員の氏名
  - ⑨ プログラム責任者及び指導医 プログラム責任者及び指導医の氏名、履歴並びに医籍の登録年月日及び登録番号
  - ⑩ プログラム責任者及び指導医の氏名 プログラム責任者及び指導医の氏名
  - ⑪ 研修医の処遇に関する事項 研修医の処遇に関する事項
  - ⑫ 研修協力施設に係る①から④まで及び⑨から⑪まで（当該研修協力施設が医療機関であるときは、これらに加えて⑤及び⑥）の事項 研修協力施設に係る①から④まで及び⑨から⑪まで（当該研修協力施設が医療機関であるときは、これらに加えて⑤及び⑥）の事項
  - ⑬ その他必要な事項 その他必要な事項
- (2) 協力型臨床研修病院の開設者は、(1) ①から⑥まで、⑨から⑪まで及び⑬の事項に変更があったときは、管理型臨床研修病院の開設者を経由して、当該事項に変更を生じた日から起算して1月以内に、当該事項を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (3) 臨床研修病院（協力型臨床研修病院を除く。）の開設者は、新たな研修プログラムを設ける場合又は研修プログラムを変更する場合（研修プログラムの変更後に受け入れる研修医にのみ適用する場合に限る。）には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を開始しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムの写しを添えて、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ① 研修管理委員会の委員長及び構成員の氏名、所属及び役職
  - ② プログラム責任者の氏名及び履歴
  - ③ 指導医の氏名及び履歴
  - ④ 研修プログラムに関する事項
  - ⑤ その他必要な事項
- (4) 臨床研修病院（協力型臨床研修病院を除く。）の開設者は、研修医を受け入れた研修プログラムについては、当該研修医が修了するまでの間、これを変更してはならない。ただし、やむを得ない場合にあっては、この限りでない。
- (5) (4) ただし書の場合において、臨床研修病院（協力型臨床研修病院を除く。）の

開設者は、研修プログラムの変更後速やかに、研修プログラムの変更の概要及び変更した研修プログラムの写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 7 研修医の募集等

研修医の募集を行う病院は、次に掲げる事項について、研修医の募集前に公表しなければならない。

- ① 研修プログラムに関する事項
  - イ 研修プログラム
  - ロ プログラム責任者の氏名及び履歴
  - ハ 指導医の氏名及び履歴
- ニ 研修開始年度
- ホ 募集定員
- ② 研修医の待遇に関する事項
- ③ 研修のための施設及び設備に関する事項
- ④ 研修医の募集及び採用方法に関する事項
- ⑤ 臨床研修病院の指定申請手続中である場合には、その旨
- ⑥ 研修プログラムの変更手續中である場合には、その旨

## 8 報告

- (1) 臨床研修病院（協力型臨床研修病院を除く。）の開設者は、毎年4月30日までに、来年度の募集予定定員とともに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
  - ① 当該年度に行われている研修プログラムの写し
  - ② 当該年度の研修医の数
  - ③ 前年度の診療科ごとの入院患者及び外来患者の数
  - ④ 前年度における研修実施状況
    - イ 研修医の評価に関する事項
    - ロ 前年度の研修修了者数
  - ⑤ その他必要な事項
- (2) 協力型臨床研修病院の開設者は、管理型臨床研修病院の開設者を経由して、毎年4月30日までに、(1)①、②及び③の事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、管理型臨床研修病院の開設者は、自らの報告と協力型臨床研修病院の報告とを合わせて厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (3) 研修協力施設の開設者は、臨床研修病院（臨床研修病院群については管理型臨床研修病院）の開設者を経由して、毎年4月30日までに、(1)②の事項を厚生大臣に報告しなければならない。この場合において、臨床研修病院（臨床研修病院群については管理型臨床研修病院）の開設者は、自らの報告と研修協力施設の報告とを合わせて厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 9 報告の徴収及び指示

- (1) 厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し必要があると認めるときは、臨床研修病院又は研修協力施設の開設者又は管理者に対して報告を求めることができる。
- (2) 厚生労働大臣は、研修プログラム、研修体制、施設、設備、研修医の待遇その他が臨床研修の実施に関し適当でないと認めるときは、臨床研修病院又は研修協力施設の開設者又は管理者に対して必要な指示をすることができる。
- (3) (1)及び(2)の場合において、厚生労働大臣は、臨床研修病院群については管理型臨床研修病院の開設者又は管理者に対し協力型臨床研修病院に関する報告の徴

収及び指示をすることができ、また、臨床研修病院（臨床研修病院群にあっては管理型臨床研修病院）の開設者又は管理者に対し研修協力施設に関する報告の徴収及び指示をすることができる。

## 10 指定の取消し

厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第16条の2第2項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができる。

- ① 臨床研修病院が臨床研修病院の指定基準（別添2）に適合しなくなったとき
- ② 臨床研修病院が、この省令に定められた事項に違反したとき
- ③ 病院の開設者又は管理者が9（2）の規定による指示に従わないとき
- ④ 病院の開設者又は管理者に医事に関する犯罪又は不正の行為があり、臨床研修病院として適当でないと認められるとき

## 11 指定取消しの申請手続

- (1) 臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、その開設者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
  - ① 指定の取消しを受けようとする理由
  - ② 指定の取消しを受けようとする予定期日
  - ③ 臨床研修中の研修医があるときは、その措置
  - ④ 臨床研修を行う予定の研修医があるときは、その措置
- (2) (1)の場合において、協力型臨床研修病院の開設者は、管理型臨床研修病院の開設者を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、管理型臨床研修病院の開設者は、自ら提出する申請書と協力型臨床研修病院の申請書とを合わせて厚生労働大臣に提出しなければならない。

## 12 研修の中断

- (1) 研修管理委員会は、研修医が臨床研修を継続することが困難であると認めるときは、研修管理委員会を設置している病院の管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができる。
- (2) 研修管理委員会は、臨床研修期間の途中で研修医が臨床研修を中断するときには、研修医が受けた研修に対する研修医の評価を行わなければならない。
- (3) 研修管理委員会を設置している臨床研修病院の管理者は、前項の評価に基づき、研修医の求めに応じて、速やかに、研修医に対し、次に掲げる事項を記載した中断証明書を交付しなければならない。
  - ① 研修医の氏名、医籍の登録番号及び生年月日
  - ② 臨床研修の開始及び中断の年月日
  - ③ 臨床研修を中断した理由
  - ④ 研修プログラムの名称
  - ⑤ 臨床研修を行った病院及び研修協力施設の名称
  - ⑥ 中断した時点までに受けた研修内容

「研修内容」には、研修医が研修を受けた診療科等の名称及び期間、病院又は研修協力施設の名称並びに中断した時点までの研修医の評価を含むものとすること。

## 13 臨床研修修了時の措置

- (1) 研修管理委員会は、臨床研修期間の終了に際し、研修実績に基づき研修医の評価を行わなければならない。
- (2) 中断証明書を有している研修医については、研修管理委員会は、当該中断証明書

を考慮して評価を行わなければならない。

- (3) 研修管理委員会を設置している臨床研修病院の管理者は、(1) 及び(2) の評価に基づき、臨床研修が修了したと認めるときは、速やかに、研修医に対し、次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証を交付しなければならない。
- ① 研修医の氏名、医籍の登録番号及び生年月日
  - ② 研修修了の年月日
  - ③ 修了した研修プログラムの名称
  - ④ 臨床研修を行った病院及び研修協力施設の名称
- (4) 研修管理委員会を設置している臨床研修病院の管理者は、(1) 及び(2) の評価の結果、研修医が臨床研修を修了していると認めないとときは、当該研修医に対して、その理由を付して、その旨を文書で通知しなければならない。

#### 14 記録の保存

研修管理委員会を設置している臨床研修病院の管理者は、帳簿を備え、臨床研修を行った研修医に関する次の事項を記載し、又は記録し、これを臨床研修が修了した日又は中断した日から5年間保存しなければならない。

- ① 臨床研修を修了した者又は中断した者の氏名、医籍の登録年月日及び登録番号並びに修了年月日又は中断年月日
- ② ①の者が受けた研修内容  
「研修内容」には、研修プログラム、研修を行った診療科等ごとの期間及び病院並びに中断した時点までの研修医の評価を含むものとすること。

※ この省令は、公布の日から施行する。

※ 平成15年度から臨床研修を行おうとする者は、3(1)の規定にかかわらず、平成14年12月27日まで、指定の申請をすることができる。この場合において、指定の申請手続及び施設基準は、なお従前の例に準じて取り扱う。

※ この省令の施行の際に現に法第16条の2の指定を受けている病院の行う臨床研修であって、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条に規定する者（平成16年4月1日前に医師免許を取得した者など）に対して行われるものについては、なお従前の例による。

※ 平成16年4月1日以降に開始される研修プログラムにおいては、同日前に臨床研修病院の指定を受けた病院においても、新たな臨床研修病院の指定基準等の条件に則った研修を行うこと。

※ 医師法施行規則の一部を次のように改正する。  
第2章の2を削る。

※ この省令の施行後5年以内に、この省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。